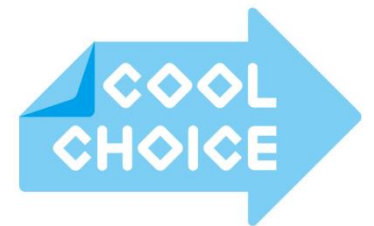


平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業) 【四次公募】 概要

平成29年10月
(説明資料)

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会



全体概要説明

【応募にあたり特に注意いただきたい点】

応募いただいた事業が、補助事業として採択された場合は、交付申請書を提出いただきます。事業を着手できるのは、提出された交付申請の審査が終了し、「交付決定」の手続きが完了した以降となります。

四次公募の場合は、特に事業期間が限られてしまいますので、応募されるにあたっては、採択となった場合、速やかに交付申請書を提出できるよう準備いただくことを念頭に、対応されるようお願いします。

交付申請書は交付規定の27頁以降に様式1として掲載されています。

1. 補助金の目的と性格

- 本補助金は、公共交通機関あるいはそれらを補完する交通システムについて、域内の交通利便性を高め、マイカーから公共交通機関等の低炭素な交通手段への転換を促進するために必要な設備等の整備を行うことで、マイカーから低炭素な交通手段への転換を促進し、運輸部門のCO2削減に寄与することを目的としています。
- 事業の実施により確実なエネルギー起源二酸化炭素の排出量削減が実現されるよう、事業の具体的計画内容及び二酸化炭素排出削減量の算出に関する根拠、考え方について明示していただきます。

1. 補助金の目的と性格

- 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。「**適正化法**」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「**適正化法施行令**」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業）交付要綱（平成29年3月17日環地温発第1703171号。以下「**交付要綱**」という。）及び公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業実施要領（平成29年3月17日環地温発第17031720号。以下「**実施要領**」という。）の規定によるほか、**交付規程**の定めるところに 従い実施していただきます。

これらの規定を遵守していない場合、交付決定を解除する場合があります。
また、補助事業完了後、その効果が発現していない場合、補助金返還を求める場合があります。

(1) 自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業

- ① コミュニティサイクルの整備事業
- ② 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業
- ③ 民間企業等による駐輪場の整備事業

(2) 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

2. 補助金交付の対象となる事業

- 本補助金の交付の対象となる事業は、以下の対象事業の基本的要件に適合し、かつ各事業の要件等を満たす事業とします。

【対象事業の基本的要件】（全事業共通要件）

- ・ 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること
- ・ 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ・ 事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が根拠に基づき明確に示されていること
- ・ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと

⇒ 各事業の要件等は、「補助対象事業説明」（P.19以降）を参照。

2. 補助金交付の対象となる事業

詳細は、「補助対象事業説明」（P.19以降）を参照。

※ここでは、一部の共通事項に関してのみ

【共同実施】

複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、事業の「補助事業者」に該当することが必要となります。補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

【代表事業者について】

- ・ 補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。
- ・ 本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

3. 補助事業者の選定方法及び審査基準

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果により付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求める場合があります。

(2) 審査について

提出された応募書類をもとに、①補助要件確認審査、②外部有識者等から構成される審査委員会において策定された審査基準に照らした審査を厳正に行います。

【補助要件確認審査ポイント】

- ・ 交付規程及び公募要領に定める各補助要件を満たしているか。
なお、要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択とします。
- ・ 必要な書類が漏れなく提出されているか。
- ・ 提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されているか。
- ・ 説明に必要な資料が添付されているか。

⇒各事業の主な審査のポイントは、「補助対象事業説明」(P.19以降)を参照。 7

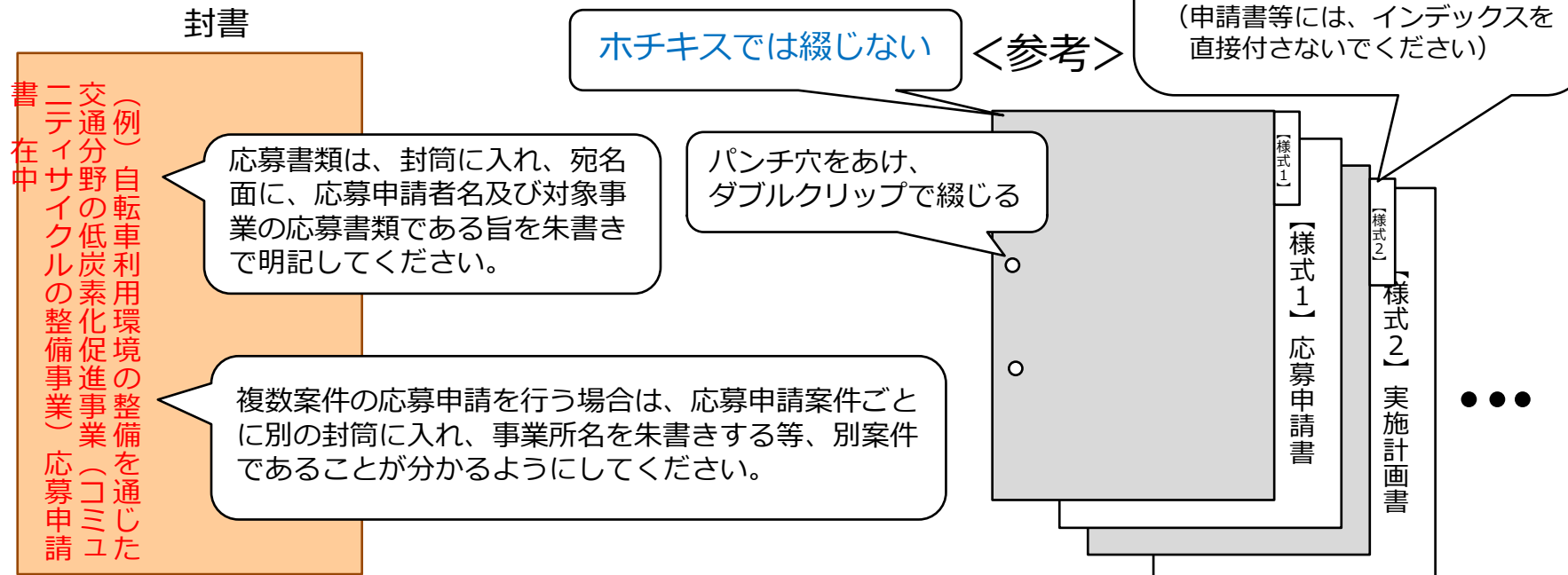
4. 応募の方法

【応募書類・提出部数】

ア	イ	ウ	キ	ク	ケ
<p>【様式1】 応募申請書</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 20px; margin: 0 auto;">印</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【電子データ保存時の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア～ウ、ケ：Excel形式 ※アは押印後のPDF形式も併せて添付すること。 </div>	<p>【様式2】 実施計画書</p>	<p>【様式3】 経費内訳</p> <p>複数年度事業の場合は、以下の3種類の経費内訳を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①複数年合計 ②平成29年度分 ③平成30年度分 	<p>暴力団排除の誓約書</p>	<p>自転車の利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力書</p> <p>※コミュニティサイクル等の整備及び駐輪場の整備事業を実施し、該当する者のみ。</p>	<p>CO2排出削減量算出の根拠</p> <p>ハード対策事業計算ファイル等、CO2排出削減量算出の根拠となる資料を添付すること。</p>
コ	カ				キ
<p>その他参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式3の根拠となる資料（見積書又は積算書）を添付すること ・導入する設備の仕様書や図面等、申請書に記載した内容の根拠となる資料や、各事業で提出を求めている資料を添付すること。 	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">イ</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">業務概要</p> <p>申請者の業務概要がわかる企業パンフレット等を添付すること。共同事業者がいる場合は、その業務概要も添付すること。</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ロ</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">定款 又は 寄附行為</p> <p>共同事業者がいる場合は、その定款又は寄附行為も添付すること。</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ハ</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">経理状況説明書 直近2決算期 貸借対照表</p> <p>共同事業者がいる場合は、その直近2決算期の貸借対照表も添付すること。</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ニ</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">経理状況説明書 直近2決算期 損益計算書</p> <p>共同事業者がいる場合は、その直近2決算期の損益計算書も添付すること。</p>	<p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">ホ</p> <p>申請者が法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し</p>
<p>事業名、応募申請者名を記入</p>		<p>※申請者が地方公共団体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ、ロは不要。 ・ただし、申請年度の予算書を提出すること 		<p style="color: red; font-weight: bold;">ア～ウ、キ～コ 紙書類を3部提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">正本 1部</p> <p style="margin: 0;">副本 2部 (北°-可)</p> </div>	
<p style="color: red; font-weight: bold;">ア～ウ、キ～コの書類の電子データを保存したCD-R/DVD-Rを1部提出</p>		<p style="color: blue; font-weight: bold;">エ～カ 紙書類を1部提出</p>			

4. 応募の方法

【提出方法】 持参または郵送



【提出期間・提出先】

平成29年11月17日（金）17時 必着一般社団法人低炭素社会創出促進協会まで

<ご注意>

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

【事業報告書の提出（様式第16）】 [交付規程 第16条]

- ・事業完了年度及びその後の**3年間**、各年度終了後30日以内（4/30まで）に**事業報告書を環境大臣に提出**。証拠書類を年度終了後、3年間保管。

【現地調査】

- ・補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その**事業実施中又は完了後**、必要に応じて、**現地調査等**を実施することがあります。

【採択決定から事業着手までの注意】

- ・応募いただいた事業が、**補助事業として採択された場合は、交付申請を提出いただきます。事業を着手できるのは、提出された交付申請の審査が完了し、「交付決定」の手続きが為された以降となります。**

交付申請を提出いただいた後の**審査につきましては、時間を要することも想定されます。**申請いただいた事業の工期をできるだけ長く取るためにも、**採択となった場合は、速やかに交付申請を提出できるようご準備を進めていただくようお願いいたします。**

なお、交付申請に係る様式につきましては、交付規程の「様式第1」を参照してください。

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業（コミュニティサイクルの整備事業）について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

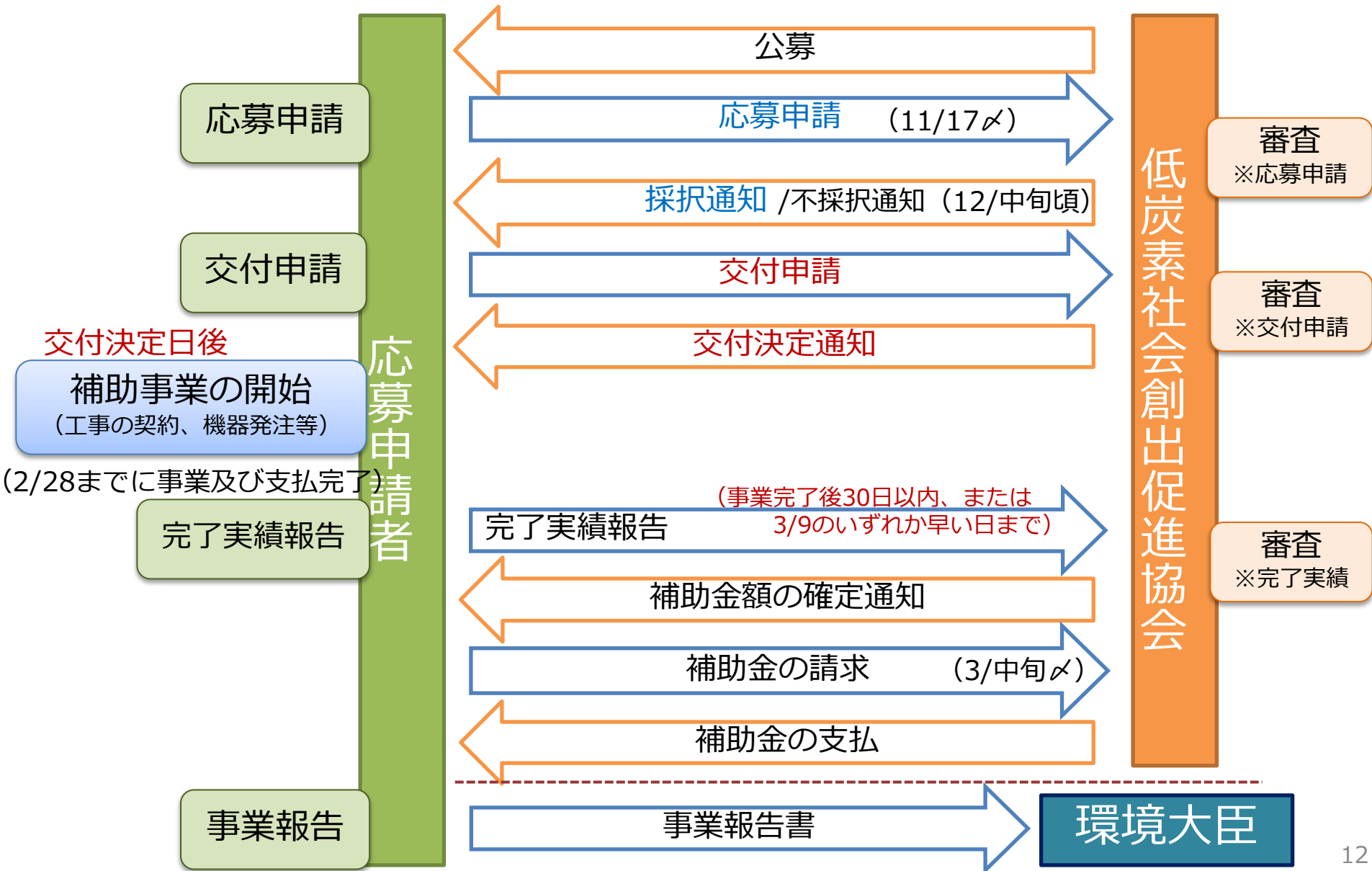
メールアドレス：koutsu29@lcspa.jp

<問い合わせ期間>

平成29年11月13日（月）17時まで

<参考> 補助事業の流れ

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



【事業の開始】

採択通知後、改めて交付申請書をご提出いただき、審査のうえ協会から交付決定の通知を行います。補助事業者は、交付決定後（交付決定日以降）、事業開始となります。

交付決定日以前に契約（発注及び請書）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第八号]

補助事業の経費については、経理帳簿及び証拠書類を他の経理と明確に区分して整理。補助事業の完了の日の属する年度終了後、5年間保存。

【完了実績報告書（様式第11）の提出】 [交付規程 第11条]

翌年2月末日までに補助事業を完了（複数年事業の場合も各年度、2月末日までに完了）事業完了後30日以内、または3月9日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、自社製品の調達（工事を含む）がある場合、補助事業者の利益等相当額を排除。

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第十二号、第十三号]

補助事業により取得、または効用が増加した価格が単価50万円以上の財産について、取得財産等管理台帳を備え、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、法定耐用年数中、処分制限あり。期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、事前に協会に申請・承認が必要。

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）**の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。
なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、**所轄の税務署等**にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

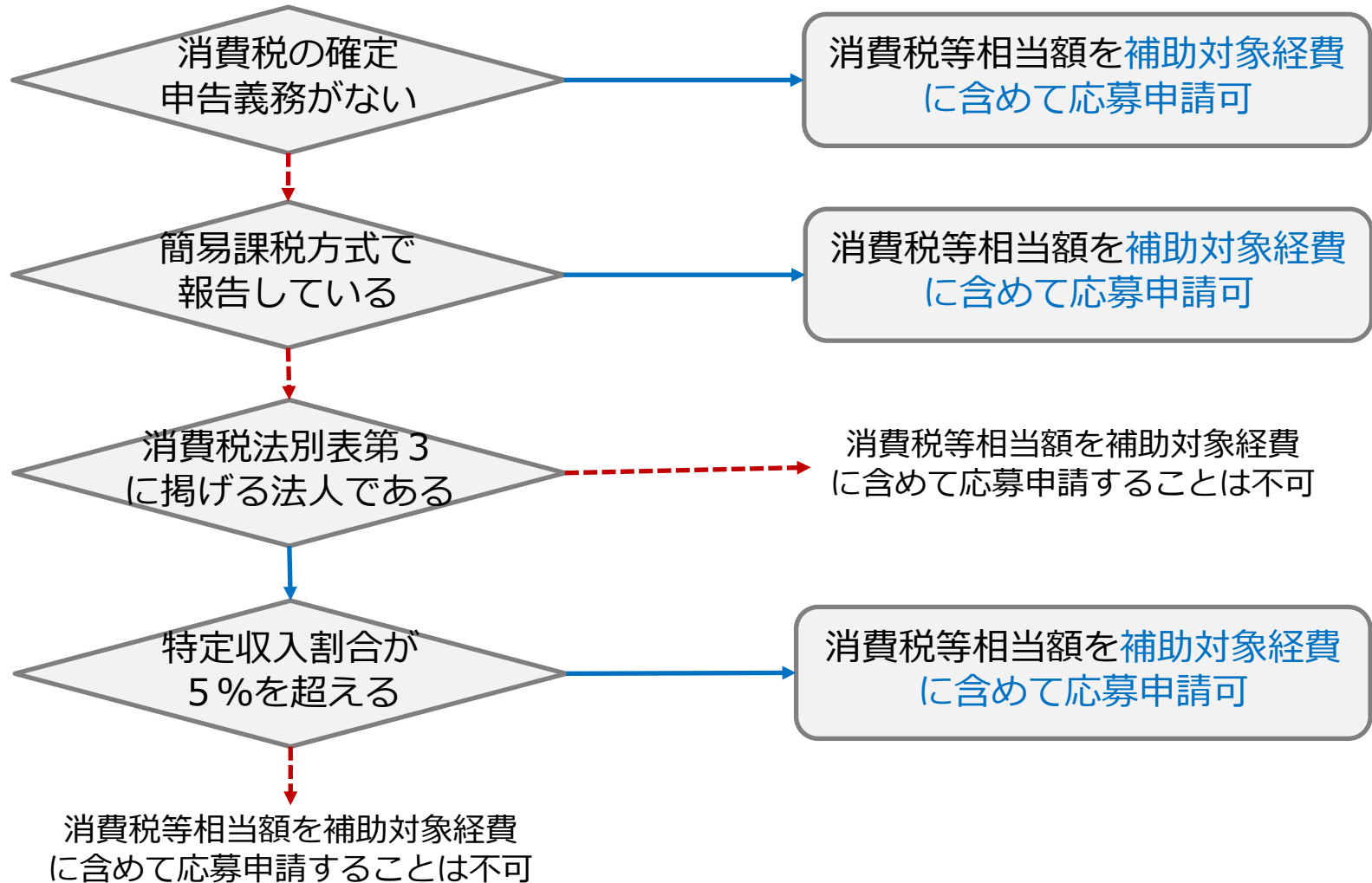
消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して補助金額を算定し、**交付申請書を提出してください。

ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

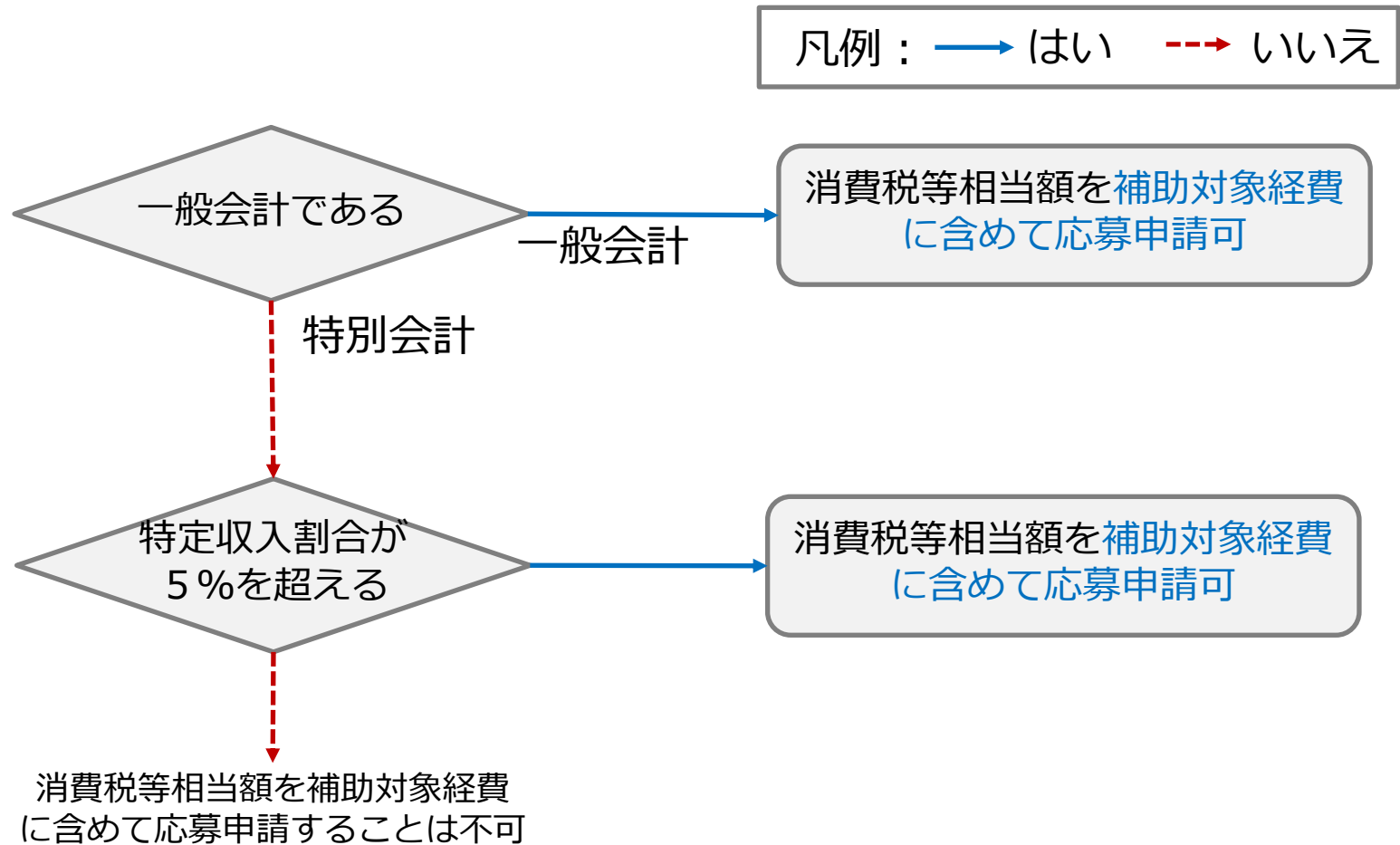
(pp.15～17参照)

【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ



【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



【補足】 [交付規程 第8条 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

補助対象事業説明

事業の目的

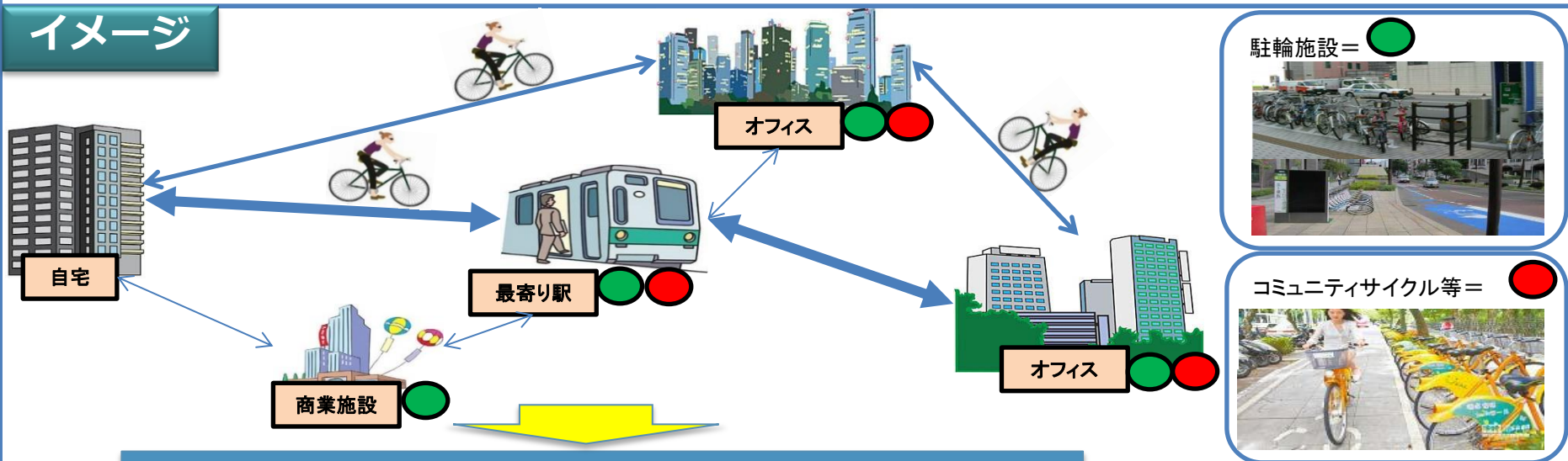
区域内の移動の利便性を面的に向上させるべく、

「基幹交通（公共交通機関）」と「目的地」を結ぶ「端末交通」として、

自転車利用環境の整備を実施

これによりマイカー等に過度に依存する生活からの転換（＝CO2削減）を促し、
「社会全体の環境負荷低減」、「持続可能なまちづくり」につなげていく。

イメージ



地域の自転車利用環境を面的に整備し、
環境・社会便益の多い自転車の利用による車中心社会からの転換を実現

1. コミュニティサイクル（補足1→p.22）の整備事業

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- a. 地方公共団体が策定する**計画（※1）**に位置づけられた**事業**、または**位置づけに向けて**地方公共団体が**検討を進めている事業**であること。（補足2→p.22）
- b. エネルギー起源CO2排出削減に資する設備とその付帯設備導入事業であること
- c. 事業終了後にエネルギー起源**CO2排出削減効果が算定可能**であること。
- d. 事業実施によって増加する利用者数（想定）や利用者のうち**マイカー等からの転換率（想定）**等を設定し、その設定の**根拠を明示**すること。
- e. 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の**数値を調査し、目標の達成状況を分析**するとともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

※1 【地方公共団体が策定する計画】

- **地球温暖化対策地方公共団体実行計画**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）
- **地方公共団体が定める環境基本計画**
- **低炭素まちづくり計画**（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により作成されたものをいう。）

【※補足 1】

「コミュニティサイクル」とは、

鉄道駅等に隣接して設置されたサイクルポート（自転車の貸出・返却場所）から、鉄道等の端末交通として往復利用する形態をとるレンタサイクルや都市内にサイクルポートを複数設置し、どこでも貸出・返却ができるネットワーク型の自転車シェアリングシステムを指す。

呼称としては、コミュニティサイクルの他、サイクルシェアリング、シェアサイクル、レンタサイクル等と呼ばれている。

【※補足 2】

申請者が都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合以外の者である場合、事業実施場所を管轄する地方公共団体の協力が得られている事業の証として、以下の書類を提出のこと。

- ・「自転車の利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力書」（様式2-2-1-①）

2. 自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業

以下の全ての要件を満たす事業が対象

- a. 組織内規程等に自転車通勤や業務利用に関する取扱いが定められていること。
※補足3→p.24
- b. 組織内規程等については、国土交通省において作成された「『エコ通勤』の手引き」等を参考にしつつ、※2の項目について盛り込まれたものであること。
- c. エネルギー起源CO2排出削減に資する設備とその付帯設備導入事業であること。
- d. 事業終了後にエネルギー起源CO2排出削減効果が算定可能であること。
- e. 事業実施によって増加する利用者数（想定）や利用者のうちマイカー等からの転換率（想定）等を設定し、その設定の根拠を明示すること。
- f. 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の数値を調査し、目標の達成状況を分析するとともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

※2 【組織内規程等に盛り込まれるべき事項】

- 補助金で導入した設備について、補助目的以外の利用を禁止する規定及び実効性確保のため行う取り組み等に関する規定
- 設備の購入費用が補助金であるか如何に関わらず、組織内規程等において認められている自転車活用シーン（通勤、業務利用等）において生じるおそれのある事故、故障、破損等に関する責任の分担、補償等に関する規定

【※補足3】

応募申請時点で組織内規程等が制定されていない場合、少なくとも規程に制定する項目とその概要について説明した資料を添付し、かつその制定スケジュールを明記することで要件を満たしたものと見なす。

この場合、交付申請時までには組織内規程等の制定を必須とする。

3. 民間企業等による駐輪場の整備事業

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- a. 地方公共団体が策定する**計画（※1）**に**位置づけられた事業**、または**位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業**であること。（補足2→p.22）
- b. エネルギー起源CO2排出削減に資する設備とその付帯設備導入事業であること
- c. 事業終了後にエネルギー起源**CO2排出削減効果が算定可能**であること。
- d. 事業実施後の一定期間経過後に、設定した利用者数、転換率等の**数値を調査し、目標の達成状況を分析する**とともに、目標を達成しなかった場合は改善策を講じること。

※1 【地方公共団体が策定する計画】

- **地球温暖化対策地方公共団体実行計画**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画及びそれに準ずるものをいう。）
- **地方公共団体が定める環境基本計画**
- **低炭素まちづくり計画**（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により作成されたものをいう。）

1.コミュニティサイクルの整備事業 2.自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業

- 表に掲げる設備にあつては、**対象事業ごとに示す要件を満たすものであること。**
- 事業実施に**必要であることが合理的に説明された費用かつ協会が認めるもの。**

設備	コミュニティサイクルの整備事業	自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業
自転車	<u>自転車購入費用</u> （電動アシスト自転車の場合は、 <u>バッテリー購入費用を含む</u> ）に補助率（1/2）を乗じた金額（ <u>上限25千円</u> ）。なお、精算機能が一体となっている自転車の場合は、区分して申請すること。	<u>自転車購入費用</u> （電動アシスト自転車の場合は、 <u>バッテリー購入費用を含む</u> ）に補助率（1/2）を乗じた金額（ <u>上限25千円</u> ）。
ラック	<u>精算機能を有するラック</u> であること。ただし、自転車に精算機能が備わっている場合、整理を目的としたラックに限る。	<u>整理を目的としたラック</u> に限り、その他の機能を有するものは対象外とする。
精算機 登録機	<u>自転車に付随する精算機及び独立して料金收受機能を有する精算機並びに利用者登録・認証機能等を有する登録機</u> であること。なお、これらの機能を一体とする精算・登録機も対象とする。 <u>利用者及び自転車を特定する機能、防犯・セキュリティにかかる機能等</u> その他機能についてはその必要性に合理性があり、協会が認めた費用のみを対象とする。	対象外
その他の付帯設備	料金や他の駐輪場の位置、周辺地図等を表示する案内表示、 <u>駐輪場内の照明（LED照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲート</u> であること。	<u>駐輪場内の照明（LED照明に限る）、駐輪場の敷地を区分する柵・ゲート</u> であること。

舗装費、敷地内の柵についても補助対象となります。

3.民間企業等による駐輪場の整備事業

- 表に掲げる設備にあっては、**対象事業ごとに示す要件を満たすものであること。**
- 事業実施に**必要であることが合理的に説明された費用かつ協会が認めるもの。**

設備	民間企業等による駐輪場の整備事業
ラック	精算機能の無いラックだけでなく、 <u>精算機能を有するラックも対象とする。</u>
精算機 登録機	<u>料金收受機能を有する精算機並びに利用者登録・認証機能等を有する登録機</u> であること。なお、これらの機能を一体とする精算・登録機も対象とする。 <u>利用者及び自転車を特定する機能、防犯・セキュリティにかかる機能等</u> その他機能についてはその必要性に合理性があり、協会が認めた費用のみを対象とする。
その他 の付帯 設備	料金や他の駐輪場の位置、周辺地図等を表示する <u>案内表示</u> 、駐輪場内の <u>照明（LED照明に限る）</u> 、駐輪場の敷地を区分する <u>柵・ゲート</u> であること。

舗装費、敷地内の柵についても補助対象となります。

自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業 【申請できる者、補助金の交付額及び補助事業実施期間】

公募要領 pp.7～8、pp.12～13

○補助金の応募を申請できる者

- ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- イ 民間企業
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者
(法人格を有する者に限る。)

※民間企業等による駐輪場の整備事業は、**アに掲げる者を対象から除きます。**

○補助金の交付額

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額

補助対象経費	補助率
事業を行うために必要な <u>工事費</u> （本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、 <u>設備費</u> 、 <u>業務費</u> 及び <u>事務費</u> 並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第1に定めるものとする。）	<u>2分の1</u>

○補助事業期間

補助事業の実施期間は、**単年度**とします。

① 提案内容が本事業の目的と合致する公共性の高い事業であること

- ・ 地方公共団体が実施（計画）する地球温暖化対策関連施策との連携が確保出来ているか。
- ・ 補助事業実施地域における環境課題及び交通課題の解決方法として自転車利用環境の整備を選択した根拠について、具体的かつ説得的な説明がなされているか。

② 他の地域や組織への展開に資するモデル性を有する事業であること

- ・ 補助事業の実施により実現が期待されるPRポイント、強み、特徴について、具体的かつ説得的な説明がなされているか（すでに実現されているものも含む）。

③事業実施により期待される二酸化炭素削減効果の算定が合理的であること

- ・二酸化炭素削減量算出式における「利用者数」の設定根拠について、補助事業実施地域の交通実情に照らして妥当であることを大都市交通センサス等の資料を用いつつ、合理的かつ説得的な説明がなされているか。
- ・二酸化炭素削減量算出式における「転換率」の設定根拠について、補助事業実施地域におけるマイカー等利用の動向、「利用者数」に占めるマイカー等利用者数などに関する資料を用いつつ、合理的かつ説得的な説明がなされているか。

④補助事業完了後の取組

- ・二酸化炭素削減量、利用者数、転換率等の目標達成に向けて行う取組は、具体的（実施時期や取組内容）に計画されているか。またその計画は目標に照らし合理的、効率的か。
- ・補助事業完了後に実施する効果測定方法は、具体的（実施時期や取組内容）に計画されているか。また、その方法は事業規模等に照らし現実的な方法であるか。

事業の目的

国立公園又は世界ジオパークの
観光旅行者数に比例して増大するCO₂排出量を抑制するため、
観光地での交通の低炭素化に必要な車両・設備等の導入を支援



地域の特徴に応じた**低炭素な 2 次・3 次交通のモデルを確立**するとともに、
質の高い観光交流を行うことによる**地域経済の活性化を図る**。

出典) 環境省ホームページより抜粋



- 観光地としての**国立公園**又は**世界ジオパーク**において、低炭素な**小型電動モビリティ**による**レンタカー事業**を行う事業であること。
- 公共交通機関と当該レンタカーとの接続によって公共交通機関との連携を図り、マイカー等の既存の化石燃料を使用する自動車から低炭素な交通手段への転換を促進するモデルとなる事業であること。

以下の**全ての要件を満たす**事業が対象

- 事業の実施地域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条に規定される環境大臣の指定を受けた**国立公園**又は世界ジオパークネットワークの認定を受けた**世界ジオパークを含む地域**であること。
- 低炭素な**小型電動モビリティ**は、**2輪**を有するもの（側車付のものを除く）は、**定格出力1.00キロワット以下**、**4輪**を有するもの等**その他のものは0.60キロワット以下**とする。
- レンタカー事業は、必要な許認可、保険契約の締結等に関する法令、条例等を遵守するものであること。
- 公共交通機関との連携は、**航空機、船舶、鉄道、軌道、バス**のうちいずれかの交通機関と接続するものであること。
- 国立公園又は世界ジオパークへの旅行者を増加させる方策を講じるとともに、訪日外国人旅行者が円滑に利用できるよう**インバウンド対応**を行うものであること。
- 地域の特性に応じた事業を構築する際の課題を整理し、国内の**他地域にも応用可能な対応策**を講じるものであって、CO₂削減に係る**費用対効果が高いもの**であること。

○補助金の応募を申請できる者

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

○補助金の交付額

表に掲げる補助事業を行うために直接必要な経費であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

以下に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた金額。

補助対象経費	補助率
<p>事業を行うために必要な<u>工事費</u>（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、<u>設備費</u>、<u>業務費</u>及び<u>事務費</u>並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第1に定めるものとする。）</p>	<p>以下の申請者区分表に応じた補助率を適用する。 ①の場合：<u>3分の2</u> ②の場合：<u>3分の2</u> ③の場合：<u>2分の1</u> 上記以外の場合：<u>2分の1</u></p>

号	区 分
①	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）</p>
②	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p>
③	<p>都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（①号の括弧書の組合以外の同法第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）</p>

○補助事業期間

単年度での事業実施が困難な場合は、**応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書**が提出されることを前提に、**2年度以内**として申請することができます。

【2カ年の事業で申請される場合の注意点】

- ・ 補助金の**交付申請、精算等は、年度毎**に行っていただく必要があります。
- ・ 補助金の交付決定を受けた年度の事業は、当該年度の**2月28日までに事業を完了**していなければなりません。
- ・ 次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ補助金申請ができます。
- ・ 次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求める場合があります。

① 観光客増加の実現性

- ・観光地への旅行者を増加させる方策及び訪日外国人旅行者へのインバウンド対応の明確性

② 事業の安全性

- ・導入する車両等のハード面、運行管理等のソフト面での安全対策及び警察等の外部機関との連携体制

③ 補助事業の公益性、事業性

- ・補助事業の公益性、資金回収年数（算定根拠含む）及び将来的な事業性

④ 事業のモデル性

- ・モデル的性格の有無、他事業への波及効果

⑤ 二酸化炭素排出量削減に係る費用対効果（イニシャルコスト）

- ・CO₂を1 t削減するためのイニシャルコストと算出方法の妥当性
- ・波及効果を含めた二酸化炭素削減効果の定量化

⑥ 資金計画の妥当性

⑦ 事業の実施体制（施工監理や経理等）

⑧ 設備の保守計画の妥当性